

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-35)

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|---------|----------|----------|------|-----|
| 施策名 | 目標7-3 石綿健康被害救済対策 | | | | | |
| 施策の概要 | 石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | |
| | 予算の状況(百万円) | 当初予算(a) | 713 | 686 | 662 | 714 |
| | 補正予算(b) | — | — | 673 | — | |
| | 繰越し等(c) | — | — | (※記入は任意) | | |
| | 合計(a+b+c) | 713 | 686 | (※記入は任意) | | |
| 執行額(百万円) | 601 | 639 | (※記入は任意) | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | — | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|--|----------|---|-------|-------|------|--------------------|------------|----|
| 測定指標 | 1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | H18年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | 各年度 | - |
| | | 173 | 98 | 96 | 90 | 92 | - | 120 | |
| | | 年度ごとの目標値 | | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | |
| | 2. 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R6年度 | ○ |
| | | - | - | - | - | - | 32 | 前年度以上の自治体数 | |
| | | 年度ごとの目標値 | | - | - | - | - | 30 | |
| | 3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗 | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。 | | | | | R3年度 | ○ |
| - | | | | | | | 報告書に沿った必要な調査や措置を実施 | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---------------|--------------------------|-----------------|---------------|
| 評価結果 | <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日、平成30年度は90日、令和元年度は92日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、令和元年度末までに14,981件(平成30年度末:14,012件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。 ・石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体による既往検診を活用した石綿関連疾患の読影(一次読影)と国が委託する専門家による読影(二次読影)結果と医療機関による精密検査結果を照らし合わせることにより、自治体の石綿読影精度確保に向けた知見を収集した。 ・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○石綿による肺がんに関する医学的知見の調査。 ○石綿肺がんの特化したリーフレット等により、医療従事者向けに周知。 ○環境省の調査業務を元に、(独)環境再生保全機構HP上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設。 | | | | |
| | <p>施策の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度の認定業務については、平均処理日数目標値である120日を下回っている。 ・石綿ばく露の健康管理について、読影調査を目標値の30自治体を上回る32自治体で実施し知見を収集しているところ。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、医学的知見の調査や制度等周知を実施し、今後も引き続き実施していく。 | | | | |
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度の認定業務については引き続き着実に実施する。 ・石綿ばく露者の健康管理について引き続き読影調査を実施し知見を収集していく。 ・石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、医学的知見の調査を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済制度認定業務の測定指標として、申請から認定・不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。 ・石綿ばく露者の健康管理の測定指標として、読影調査実施自治体数を前年度以上とする。 ・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。 | | | | |
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめた。 | | | | | |
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月)) | | | | | |
| <p>担当部局名</p> | <p>環境保健部 石綿健康被害対策室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>吉住奈緒子(石綿健康被害対策室長)</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>令和3年8月</p> |